

大阪市規則第71号

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第5（第13条関係） [表 別紙2 挿入]	別表第5（第13条関係） [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

[別表第5 別紙1]

施設の種類	等級	適用基準
[同左]		
船客上屋	1級	平成元年4月1日以後に整備をした船客上屋
	2級	平成元年3月31日以前に整備をした船客上屋
[同左]		

[備考 同左]

[別表第5 別紙2]

施設の種類	等級	適用基準
[略]		
船客上屋	1級	令和6年4月1日以後に整備をした船客上屋
	2級	令和6年3月31日以前に整備をした船客上屋
[略]		

[備考 略]